

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）				別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）			
一 ～ 三 五 の 四	（略）	貨物	地域	一 ～ 三 五 の 四	（略）	貨物	地域
三 五 の 五	千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一4・1に規定する処分を行うために輸出される同附属書一1・7に規定する二酸化炭素を含んだガス	全地域	（略）	設 （新 設）	（新設）	設 （新 設）	（新設）
三 六 ～ 四 五	（略）	（略）	（略）	三 六 ～ 四 五	（略）	（略）	（略）